

東京都認証学童クラブ制度 創設に向けた専門委員会

東京都認証学童クラブ制度の運営基準 に関する議論のとりまとめ

令和 6 年 1 2 月 5 日

東京都認証学童クラブ制度創設に向けた専門委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属
荒井 伸良 (アライ ノブヨシ)	あきる野市こども家庭部こども政策課 課長
植木 信一 (ウエキ シンイチ) 【委 員 長】	新潟県立大学人間生活学部 子ども学科 教授
緒方 礼子 (オガタ レイコ)	八王子市立由井第一小学校 校長
坂井 徹 (サカイ トオル)	東京都学童保育協会 会長 株式会社ＪＰホールディングス 代表取締役社長
佐藤 晃子 (サトウ アキコ) 【副 委 員 長】	川口短期大学こども学科 准教授
須崎 洋司 (スザキ ヨウジ)	奥多摩町福祉保健課 課長
高橋 誠 (タカハシ マコト)	東京都学童保育連絡協議会 副会長 文京区柳町地区児童館 館長
別府 芳隆 (ベップ ヨシタカ)	台東区教育委員会児童保育課 放課後対策担当課長
水野 かおり (ミズノ カオリ)	一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室参事

東京都認証学童クラブ制度創設に向けた専門委員会 開催経過

回数	開催年月日	議事内容
第 1 回	令和 6 年 8 月 1 日	・ 東京都認証学童クラブ制度創設に向けた取組 ・ 都内学童クラブの現状及び補助事業の概要 ・ 東京都認証学童クラブ制度創設に向けた課題
第 2 回	令和 6 年 9 月 1 8 日	・ 東京都認証学童クラブ制度創設に向けた実態調査 ・ 学童クラブ関係団体ヒアリング ・ 東京都認証学童クラブ制度創設に向けた課題整理
第 3 回	令和 6 年 1 0 月 3 0 日	・ 東京都認証学童クラブ制度先行実施事業の選定状況 ・ 東京都認証学童クラブ制度の方向性に関する意見交換
第 4 回	令和 6 年 1 1 月 2 7 日	・ 東京都認証学童クラブ制度先行実施事業の実施状況報告 ・ 東京都認証学童クラブ制度の基準に関する意見交換

東京都認証学童クラブ制度の運営基準に関する議論のとりまとめ

認証学童クラブ制度の目的

児童福祉法第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づく学童クラブ事業における子供の最善の利益を考慮した育成支援（子供の健全な育成と遊び及び生活の支援）の推進や保護者のニーズに応える多様なサービス提供のため、認証学童クラブ制度を創設する。

認証学童クラブ制度の方向性

新たな認証制度により質、量ともに拡充し、将来的には全ての学童クラブが認証学童へ

※ 待機児童が発生している状況を踏まえ、まずは受け皿確保を進め、段階的な認証学童クラブの拡大を目指す

■ 子供の最善の利益を考慮した育成支援の推進

- ・ 専用区画や児童の規模など、子供が安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備
- ・ 子供の声を踏まえた多様な遊び・体験が実施できるよう、職員配置を含む環境を整備
- ・ 人材の確保、定着、育成のための支援

■ 保護者のニーズに応える多様なサービスを提供

昼食提供や時間延長など、保護者の声を踏まえたサービスを提供

■ 民間事業者の参入を促進し、待機児童解消にも寄与

多様な遊び・体験活動の充実など、民間事業者の創意工夫による新たな学童クラブを開設

東京都認証学童クラブ制度の運営基準に関する議論のとりまとめ

認証学童クラブ制度の運営基準

認証学童クラブ制度の目的や方向性を踏まえ、本専門委員会において具体的な基準の検討を行った。その結果、各項目について、認証学童クラブとして必須で守らなければならない事項を「基準とすべき事項」とし、取り組むことが望ましい事項を「推奨すべき事項」として整理した。

■ 設置・運営形態

(基準とすべき事項)

- 認証学童クラブの設置形態及び運営形態は、公設公営、公設民営、民設民営を問わず対象とし、幅広く質の向上に取り組める仕組みとすることが適当である。

■ 専用区画

(基準とすべき事項)

- 子供の安心、安全な居場所とするため、専用区画の面積基準は、児童1人につき1.98㎡以上とすることが適当である。
ただし、待機児童への対応が困難な場合や学校教室のスペースに限りがある場合などは、当分の間は児童1人につき1.65㎡以上とするなど、一定の経過措置等を設けることができる。

※ [経過措置の設定について7ページを参照](#)

- 日によって専用区画が変わるタイムシェアによる運営は、専用区画を安定的に確保するまでの間の一時的なものとするのが適当である。

(推奨すべき事項)

- 専用区画に加えて、体を動かす遊びや体験活動を行う場や、静養できる場など、複数の場を確保し、子供が学童クラブでの過ごし方を選択できるよう努めることが適当である。

東京都認証学童クラブ制度の運営基準に関する議論のとりまとめ

■ 児童の規模

(基準とすべき事項)

- 一の支援の単位を構成する児童の数は、省令基準では「おおむね40人以下」とされているが、認証基準では『おおむね』とはせず、『40人以下』とし、確実に生活の場を確保することが適当である。

ただし、これまで、補助金のインセンティブにより児童の数が36人から45人となるよう促してきたことを踏まえ、児童の数が41人から45人の学童クラブについては、一定の経過措置等を設けることが適当である。

※ [経過措置の設定について7ページを参照](#)

- また、放課後児童支援員等は、支援の単位ごとに育成支援を行うことが適当である。

■ 職員体制

(基準とすべき事項)

- 職員は一の支援の単位ごとに3人以上配置することとし、その内、放課後児童支援員は2人以上配置することが適当である。
- また、放課後児童支援員のうち、一の支援の単位ごとに1人以上は常勤職員であることが適当である。

(推奨すべき事項)

- 開所時間の前後の準備も含めた職員の勤務時間は、おおむね8時間程度とするよう努めることが適当である。
- 常勤の放課後児童支援員を複数配置するよう努めることが適当である。

東京都認証学童クラブ制度の運営基準に関する議論のとりまとめ

■ 職員の確保・定着・育成

(基準とすべき事項)

- 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件や賃金体系を定めることが適当である。
- 職員の資質向上のための研修計画の策定及び当該計画に基づく研修の実施又は研修機会を確保することが適当である。

(推奨すべき事項)

- I C T（情報通信技術）を活用し、職員の業務負担軽減に取り組むよう努めることが適当である。

■ 障害児

(基準とすべき事項)

- 障害のある子供の育成支援が適切に図られるように、個々の子供の状況に応じた環境に配慮するとともに、職員配置、施設や設備の改善等についても工夫することが適当である。
- また、職員間の情報共有や研修等により、障害について理解を深めることが適当である。

■ 活動内容

(基準とすべき事項)

- 放課後児童支援員等は、学童クラブにおける遊びや生活の中で、子供が自分の気持ちや意見を表現することができるように援助するとともに、子供の意見を聞く場や機会を創設する。そこでの意見を踏まえ、屋内外ともに子供が過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくり、子供が主体的に学童クラブでの過ごし方を選択できるよう、運営指針に基づく多様な遊びや体験活動※を実施することが適当である。なお、遊びや活動については、参加する、参加しないを含め、子供が自分の意思で選択できるようにすることが適当である。

※ ①身体を動かす遊び②製作活動等③地域の文化等に触れる体験④自主学習⑤子供の意見を反映させた行事を実施

東京都認証学童クラブ制度の運営基準に関する議論のとりまとめ

■ 保護者向けサービス

(基準とすべき事項)

- 開所日数は、日曜日、祝祭日及び年末年始を除く毎日開所することが適当である。
- 開所時間は、平日にあっては午後7時以降を閉所時間と設定することが適当である。また、土曜日、長期休暇期間その他の学校休業日にあっては午前8時から開所し、午後7時以降を閉所時間と設定することが適当である。
- 保護者がサービスを選択できるよう、長期休業期間における昼食提供の仕組みを導入することが適当である。

(推奨すべき事項)

- 保護者ニーズに応じて、午前8時より前からの開所や午後7時を超えた開所ができるよう努めることが適当である。

■ 質の評価

(基準とすべき事項)

- 子供の意向や満足度を把握する利用者調査を含む、東京都福祉サービス第三者評価を受審することが適当である。
- 区市町村が実施する指導監督に加え、都による報告徴収及び立入調査等を実施できる仕組みとすることが適当である。
(区市町村は、運営形態を問わず、条例に基づく運営内容の点検・確認を行うなど、実施主体としての責任を負う。)
- 都内の民設民営学童クラブの約8割が直接申込となっており、そうした仕組みを踏まえ、認証制度にも取り入れる。
その上で、サービス内容などを公表する仕組みを導入し、保護者が選択しやすくなる環境整備と運営の透明性の確保により、質の向上を図る仕組みとすることが適当である。

東京都認証学童クラブ制度の運営基準に関する議論のとりまとめ

■ 経過措置の設定について

- 都内では、待機児童が多く発生している自治体が多くあり、当面の間は待機児童の解消を進めて行くことが急務となっている。また、学童クラブの半数近くの支援単位が40人を超えており、また、都市部では十分な面積の確保が困難な現状もある。
- 一部の委員からは、更なる質の向上を図っていくためには、専用区画を児童1人につき1.98㎡以上確保することや一の支援の単位を構成する児童の数を40人以下とすることを将来的には目指していくことが望ましいという意見があった。
- 一方で、クラブ運営側の委員からは、現状の1.65㎡以上を確保できるクラブも多くない、1.98㎡以上や40人以下といった基準を満たせず認証学童への対応が難しい自治体もある、などの意見もあった。
- このため、専用区画及び児童の規模については、一定の経過措置を設けることが必要である。
- ただし、東京都には、経過措置が永続しないよう、運営基準を達成するための支援や数年後に取組状況を踏まえた経過措置の在り方を検討することを求める。

東京都認証学童クラブ制度の運営基準と国基準の比較表

区分	認証学童クラブ	国基準
設置・運営形態	公設公営、公設民営、民設民営	公設公営、公設民営、民設民営
専用区画	・ 児童 1 人につき 1. 9 8 m²以上確保 ・ ただし、当面の間は、児童 1 人につき 1. 6 5 m²以上確保 ・ 日によって変わるタイムシェアは、一時的なものとする ・ 専用区画に加えて複数の場の確保に努めること	児童 1 人につき概ね 1. 6 5 m ² 以上
規模	・ 1 つの支援単位で、上限 4 0 人 ・ ※ 4 1 人から 4 5 人は、経過措置を設定 ・ 支援単位ごとの育成支援の実施	1 つの支援単位で、概ね 4 0 人以下 (上限なし)
職員体制	・ 1 支援単位に支援員を 3 人以上配置 (その 2 人を除き、補助員でも可) ・ 1 支援単位につき、1 人は常勤の支援員を配置 (勤務時間は、概ね 8 時間/日とするよう努めること) ・ 常勤の支援員の複数配置に努めること	・ 1 支援単位に支援員を 2 人以上配置 (その 1 人を除き、補助員でも可)
職員の確保、定着、育成	・ 勤務条件や賃金体系の策定 ・ 研修計画の策定及び研修の実施 ・ I C T の活用に努めること	—
障害児	・ 個々の子供の状況に応じた環境に配慮 ・ 職員配置、施設や設備の改善等の工夫 ・ 職員間の情報共有や研修等による障害の理解	—
活動内容	・ 子供の意見を聞く場や機会の創設 ・ 多様な活動や遊びの実施	—
開所日数	毎日（日曜・祝祭日・年末年始を除く）	年間 2 5 0 日以上
開所時間	・ 平日午後 7 時まで ・ 授業の休業日は午前 8 時から午後 7 時まで ・ 午前 8 時より前や午後 7 時を超えた開所に努めること	・ 平日 1 日 3 時間以上 ・ 授業の休業日は 1 日 8 時間以上
昼食提供	長期休業期間における昼食提供の仕組みの導入	—
質の評価	・ 東京都福祉サービス第三者評価の受審 ・ 都による報告徴収及び立入調査等の仕組みの導入 ・ 直接申込やサービス内容などの公表	—

東京都認証学童クラブ制度創設に向けた専門委員会設置要綱

参考資料②

6福祉子家828号

令和6年7月1日

第1 目 的

子供の自主性、社会性及び創造性をはぐくむとともに、保護者のニーズに応じた多様なサービスを提供し、学童クラブの充実が図られるよう、都独自の新たな運営基準による認証制度等を検討するため、「東京都認証学童クラブ制度創設に向けた専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

第2 検討事項

専門委員会は、第1の目的を達成するため、以下の項目について検討する。

- 1 学童クラブにおける適切な人員配置等に関する事項
- 2 学童クラブの質の向上や人員の確保・定着につなげるための支援等に関する事項
- 3 学童クラブにおける児童の活動内容等に関する事項
- 4 学童クラブにおいて提供するサービス等に関する事項
- 5 1から4を踏まえたその他学童クラブの適切な運営等に関する事項

第3 専門委員会の構成等

- 1 専門委員会は、学識経験者、学童クラブ従事者、学童クラブ関連団体代表者、学校関係者、区市町村職員等の委員をもって構成する。
- 2 専門委員会に、委員の中から次の役員を置く。
委員長 1名
副委員長 1名

第4 委員長等の職務及び代理

- 1 委員長は、専門委員会の会議を招集し、主宰する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者を会議に参加させ、意見を聴取することができる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

第5 任期等

- 1 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。